

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成28年3月30日（平成28年（行情）諮問第274号）

答申日：平成29年7月28日（平成29年度（行情）答申第164号）

事件名：「我が国の領海及び内水で国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦への対処について」について担当部局が作成した文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「下記3件の閣議決定（以下、併せて「本件閣議決定」という。）について、担当部局が作成した本件閣議決定に係る行政文書の全て * 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙1に掲げる34文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書の一部を不開示としたことは妥当であるが、別紙3に掲げる2文書を特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

- ① 「我が国の領海及び内水で国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦への対処について」（平成27年5月14日 閣議決定）
- ② 「離島等に対する武装集団による不法上陸等事案に対する政府の対処について」（平成27年5月14日 閣議決定）
- ③ 「公海上で我が国の民間船舶に対し侵害行為を行う外国船舶を自衛隊の船舶等が認知した場合における当該侵害行為への対処について」（平成27年5月14日 閣議決定）

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年10月30日付け閣副事態第320号により内閣官房副長官補（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し及び文書の再特定を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 不開示処分の対象部分の特定を求める。

内閣府情報公開・個人情報保護審査会の審議において、審査請求人は書面を通じてしか意見を申し立てることができない。したがって不開示部分を直接指さして特定するという方法が採れないため、本決定における特定の仕方では不十分である。

また、何頁の何行目から何行目までという辺りまで不開示部分の特定がされないと審査会の審議における書面での申立てに支障が生じること及び平成22年度（行情）答申第538号で指摘されたような原本と開示実施文書の相違の発生防止の観点から、更に特定を求めるものである。

イ 一部に対する不開示決定の取消し

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

ウ 他にも文書が存在するものと思われる。

（ア）国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」である。

そこで、本件開示決定通知書で特定された媒体以外に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

（イ）開示された文書のうち「22 27-05-28 閣議請議書」の表紙の押印は朱肉の色であるはずだが、交付された複写はモノクロであった。原本を特定していないため、モノクロの複写となったものと思われる。

（ウ）また、本件対象文書のうち「03 26-08-22 関係省庁会議（課長級）」の表紙から4枚目によれば、「『至らない侵害』に関する法整備に係る検討項目」という文書が存在するはずだが、特定された文書には見当たらなかった。

（2）意見書

ア 開示実施手数料の額の算定は行政文書の種別で決まるため、電磁的記録についても特定すべきである。

国の解釈によると、開示実施手数料の額の算定は、行政機関が保有していた行政文書の種別により決まる。

すなわち開示対象文書が電磁的記録であれば、紙媒体に換算して何頁の分量であろうが、開示実施手数料はファイル1個につき210円である。

また、情報公開手続についての国の統一的指針である「情報公開事務処理の手引」（平成18年3月 総務省行政管理局情報公開推進室）は、「行政文書を文書又は図画と電磁的記録の両方の形態で保有している場合には、文書又は図画について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録

をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定して頂いておくことが必要である」（表紙から22枚目）と定めている。

以上の点から、諮問庁が言う「文書の一部に不開示情報が含まれているため電磁的記録により全体を開示することが困難な文書」及び「事後的に誤って修正されないようPDF形式に変換して保管している文書」の開示実施手数料は、いずれもファイル1個につき210円となる。

諮問庁は正しい開示実施手数料の算定方式を知らないため、電磁的記録を紙媒体に換算して、開示決定通知書において通知したものである。

本件開示決定において諮問庁は開示実施手数料を過剰徴収している疑いがあるので、正しい開示実施手数料を算定するために、電磁的記録について改めて特定すべきである。

イ 関係省庁からの意見が存在するはずである。

開示対象文書のうち「02 26-07-10 関係省庁会議（課長級）」では、「関係省庁から検討の対象とすべきケースについて意見を求める」（3枚目）とあるので、関係省庁から提出された意見が存在するものと思われる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った「本件閣議決定について、担当部局が作成した本件閣議決定に係る行政文書の全て。＊「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。」との行政文書開示請求に対して、処分庁において別紙2に掲げる3文書（以下「先行開示決定文書」という。）及び本件対象文書を特定した。

開示決定等に当たっては、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、法9条1項に基づき、平成27年6月29日付け閣副事態第215号により、先行開示決定文書につき、開示決定処分を行った後、同年10月30日付け閣副事態第320号により、本件対象文書について、原処分を行った。

2 本件対象文書について

本件対象文書は、本件閣議決定について、担当部局が作成・取得した行政文書である。

なお、別紙1の文書1、文書2、文書5ないし文書7、文書10ないし文書12、文書14ないし文書17、文書19、文書25ないし文書28、

文書 3 3 及び文書 3 4 については、原処分において全部開示している。

3 原処分の妥当性について

- (1) 別紙 1 の文書 3 及び文書 4 のうち、各ケースにおける論点の整理に係る記述の一部については、公にすることにより、武力攻撃に至らない侵害への対処に係る我が国の政府機関が講じる具体的措置又はその方針の手の内及び検討内容が明らかとなり、外国政府等により対抗措置が講じられ、我が国への侵害行為が容易となり、国の安全が害されるとともに、外国政府との交渉上不利益を被るおそれがあることから、法 5 条 3 号により不開示としたことは妥当である。
- (2) 別紙 1 の文書 3 のうち、意見提出省庁が推測される記述については、公にすることによって、武力攻撃に至らない侵害への対処に係る我が国の政府機関が講じる具体的措置又はその方針の手の内及び検討内容が明らかとなり、外国政府等により対抗措置が講じられ、我が国への侵害行為が容易となり、国の安全が害されるとともに、外国政府との交渉上不利益を被るおそれ及び率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、法 5 条 3 号及び 5 号により不開示としたことは妥当である。
- (3) 別紙 1 の文書 8 及び文書 9 のうち、政府の検討内容に係る記述の一部については、公にすることにより、武力攻撃に至らない侵害への対処に係る我が国の政府機関が講じる具体的措置又はその方針の手の内及び検討内容が明らかとなり、外国政府等により対抗措置が講じられ、我が国への侵害行為が容易となり、国の安全が害されるとともに、外国政府との交渉上不利益を被るおそれがあることから、法 5 条 3 号により不開示としたことは妥当である。
- (4) 別紙 1 の文書 9 のうち、国際法の解釈に係る記述については、行政機関間の協議に関する情報であって、公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあることから、法 5 条 5 号により不開示としたことは妥当である。
- (5) 別紙 1 の文書 1 3 のうち、資料配付先及び海上保安庁の対応についての記述の一部については、公にすることにより、同庁の講じる具体的措置又はその方針の手の内が明らかとなり、外国政府等により対抗措置が講じられ、我が国への侵害行為が容易となり、国の安全が害されるおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当し、連絡責任者等職名及び氏名欄の記述については、公にすることにより、緊急用及び部内外との連絡用の連絡先が明らかとなり、いたずらや偽計等に使用されることにより、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部内外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号により不開示としたことは妥当である。

- (6) 別紙1の文書18及び文書20ないし文書23のうち、職員の電話番号については、公にすることにより、緊急用及び部内外との連絡用の連絡先が明らかとなり、いたずらや偽計等に使用されることにより、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部内外との連絡に支障を来すおそれがあるため、職員のメールアドレスについては、公にすることにより、部外者により虚偽又は大量の情報が送信されるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号により不開示としたことは妥当である。
- (7) 別紙1の文書24のうち、政府の対処要領に係る記載の一部については、公にすることにより、武力攻撃に至らない侵害への対処に係る我が国の政府機関が講じる具体的措置又はその方針の手の内及び検討内容が明らかとなり、外国政府等により対抗措置が講じられ、我が国への侵害行為が容易となり、国の安全が害されるとともに、外国政府との交渉上不利益を被るおそれがあることから、法5条3号により不開示としたことは妥当である。
- (8) 別紙1の文書29ないし文書32のうち、答弁連絡責任者の役所、自宅及び携帯電話番号については、公にすることにより、緊急用及び部内外との連絡用の連絡先が明らかとなり、いたずらや偽計等に使用されることにより、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部内外との連絡に支障を来すおそれがあることや、個人に関する情報であって、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、法5条1号及び6号により不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人の主張について

(1) 審査請求の理由(1)ア、イ、ウ(ア)の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、原処分における不開示対象部分について、「本決定における特定の仕方では不十分である」とし、「審査会の審議における書面での申立てに支障が生じること」等から「不開示処分の対象部分の特定を求める」旨主張しているが、原処分では、「3 不開示とした部分とその理由」の項において、不開示とした情報を具体的に明示するとともに、開示文書において、特定部分はその範囲も含めて明らかとなっており、特定の仕方が不十分であるとは認められない。

また、審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである」旨主張しているが、上記3のとおり、処分庁においては、本件開示請求を受け、対象となる文書について開示の是非を慎重に判断したと認められるところである。

さらに審査請求人は、「本件開示決定通知書で特定された媒体以外に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める」旨主張してい

るが、本件対象文書は、文書の一部に不開示情報が含まれるため電磁的記録により全体を開示することが困難な文書（電磁的記録上、不開示情報を削除や置き換え等により認識できないよう加工しても、認識できるよう復元する技術的可能性を否定できない）、事後的に誤って修正されないようPDF形式に変換して保管している文書又は電磁的記録が存在せず紙で保管している文書であることから、処分庁において、本件対象文書全体を開示できる方法として、「①閲覧」「②複写機により白黒で複写したものの交付」「③スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付」を行政文書開示決定通知書に記載したところである。

したがって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分は妥当である。

(2) 審査請求の理由ウ（イ）及び（ウ）の主張並びに処分庁の対応について

ア 審査請求人は、審査請求の理由として「開示された文書『22 27-05-28 閣議請議書』の表紙の押印は朱肉の色であるはずだが、交付された複写はモノクロであった。原本を特定していないため、モノクロの複写となったものと思われる。」旨主張している。特定文書原本を再度確認したところ、表紙の押印の色は朱色であり、原本をモノクロ複写して交付していたことが判明した。

イ また、審査請求人は、「本件対象文書のうち『03 26-08-22 関係省庁会議（課長級）』の表紙から4枚目によれば、「『至らない侵害』に関する法整備に係る検討項目」という文書が存在するはずだが、特定された文書には見当たらなかった。」旨主張している。審査請求人提示の、「03 26-08-22 関係省庁会議（課長級）」中に記載のある文書「『至らない侵害』に関する法整備に係る検討項目」を確認したところ、本件請求文書に該当する文書であることが判明した。さらに、処分庁において改めて探索したところ、当該文書（防衛省提出の「至らない侵害」に関する法整備に係る検討項目）の他に、同時期に防衛省以外の関係省庁から提出された、検討状況が記載された本件請求文書に該当する文書が存在することが判明した。

5 結語

以上のとおり、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定は妥当である。しかしながら、上記（2）イにおいて記載した状況に鑑み、本件対象文書以外の本件請求文書に該当する文書について、再度、法に基づく開示不開示の審査等を行うこととしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年3月30日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年4月15日 | 審議 |
| ④ 同年5月6日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ 平成29年7月7日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同月26日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1に掲げる34文書である。

審査請求人は、原処分 of 取消し及び他の文書の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書を特定し、その一部が法5条1号、3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書以外の本件請求文書に該当する文書の保有の有無

ア 本件対象文書以外の本件請求文書に該当する文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

(ア) 本件開示請求を受け、本件閣議決定に至る過程で作成又は取得された文書で、関連する行政文書ファイル等につづられているものを、本件請求文書に該当する文書として特定した。先行開示決定文書及び本件対象文書がこれに該当する。なお、本件開示請求の請求文言は、補正の結果、「本件閣議決定について、担当部局が作成した(略)行政文書の全て」となっているが、処分庁は、本件閣議決定に至る過程で作成された文書のみならず、同過程で取得された文書も本件請求文書に含まれる趣旨であることを審査請求人に確認した。

(イ) 審査請求人は、別紙1の文書3の4枚目に記載のある「『至らない侵害』に関する法整備に係る検討項目」という文書が存在するはずである旨を主張する。これを踏まえて、改めて、担当部局の書庫、書架及びパソコン上のファイル等の探索を行ったところ、該当する文書名の文書(別紙3に掲げる文書①)が見つかり、更にその内容を確認したところ、本件請求文書に該当する文書であると認められた。

(ウ) 審査請求人は、別紙1の文書2の3枚目に「関係省庁から検討の対象とすべきケースについて意見を求める」との記述があることから、関係省庁から提出された意見が存在するはずである旨を主張する。これを踏まえて、改めて、担当部局の書庫、書架及びパソコン

上のファイル等の探索を行ったところ、該当する文書（別紙3に掲げる文書②）が見つかり、更にその内容を確認したところ、本件請求文書に該当する文書であると認められた。

- (エ) 審査請求人は、別紙1の文書22の閣議請議文書について、原本が特定されていない旨主張しているが、開示の実施の際にモノクロで複写しただけであって、閣議請議文書は原本が特定されている。
- イ 諮問庁から先行開示決定文書及び本件対象文書の提示を受けて確認したところ、先行開示決定文書及び本件対象文書は、諮問庁の上記ア（ア）の説明のとおり、本件閣議決定に至る過程で作成又は取得された文書と認められる。また、別紙1の文書22の閣議請議文書について、原本が特定されているとする諮問庁の上記ア（エ）の説明は、不自然、不合理とはいえない。しかし、諮問庁の上記ア（イ）及び（ウ）の説明によると、処分庁は、別紙3に掲げる文書①及び文書②も保有しており、諮問庁から文書①及び文書②の提示を受けて確認したところ、両文書も本件閣議決定に至る過程で担当部局が取得した行政文書に該当し、本件開示請求の請求文言の解釈に係る上記ア（ア）の諮問庁の説明を踏まえると、本件請求文書に該当すると認められる。

したがって、別紙3に掲げる文書①及び文書②は、本件請求文書に該当すると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

(2) 本件対象文書の電磁的記録の保有の有無

ア 本件対象文書の電磁的記録の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、以下のとおりであった。

(ア) 本件対象文書の中には、電磁的記録で作成又は取得されたものも多く含まれるが、行政文書ファイル等で一体的に管理するため、紙媒体で保存することとし、電磁的記録は廃棄することとした。

(イ) 原処分にあたって、行政文書ファイル等に紙媒体でつづられているものを、本件対象文書として特定した。また、その際に、関連省庁とのやり取りの機会ごと（会合ごと、質問や回答の送付の機会ごと等）に1文書として特定したので、各文書の大部分は実際には複数の資料から構成されている。

(ウ) 本件審査請求を受け、改めてパソコン上のファイル等の探索を行ったところ、本件対象文書の各文書を構成する一部の資料について、PDF形式及びPDF形式以外の電磁的記録を保有していることが判明した。しかし、各文書単位では、その全てについて電磁的記録で保有している文書はなく、行政文書ファイル等に紙媒体でつづら

れているものが、唯一、処分庁として保有しているものである。

イ 本件対象文書の多くの文書については、諮問庁の上記ア（イ）の説明のとおり複数の資料で構成されていることが認められ、本件対象文書の各文書単位では紙媒体のみで保存しており、本件対象文書の各文書の電磁的記録は保有していない旨の諮問庁の上記アの説明が不自然、不合理とまではいえず、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書（電磁的記録）を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

（1）武力攻撃に至らない侵害として想定される事案の政府の対処に係る情報について

別紙1の文書3，文書4，文書8，文書9及び文書24の不開示部分については、武力攻撃に至らない侵害として想定される事案の政府の対処について検討した内容等が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、武力攻撃に至らない侵害への対処のために我が国政府が講じる具体的措置及びその検討内容等が明らかとなり、我が国の安全を阻害しようとする相手方をして、これを踏まえた対抗措置や行動を採ることを容易ならしめるなど、関係政府機関の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について検討するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（2）海上保安庁が対応した具体的事案に係る情報について

別紙1の文書13（9枚目下から2行目の不開示部分を除く。）の不開示部分には、海上保安庁が対応した具体的事案及びそれに対する同庁の対応等に係る情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、具体的事案が発生した際の海上保安庁の態勢、連絡要領及び対応方針等が明らかとなり、同庁の活動を阻害しようとする相手方をして、対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、同庁の任務の効果的な遂行に支障が生じ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

（3）我が国政府機関の非公表の電話番号等について

別紙1の文書13（9枚目の下から2行目）、文書18，文書20ないし文書23，文書29（4枚目の左から3行目の不開示部分を除く。）、文書30（5枚目の左から3行目の不開示部分を除く。）、文書31（8枚目の下から3行目の不開示部分を除く。）及び文書32（1枚目の左から3行目の不開示部分を除く。）の不開示部分では、国

の機関の非公表の電話番号及び内線番号並びに政府関係者の電子メールアドレス及び公用の携帯電話番号が不開示とされている。

当該部分は、これを公にすることにより、緊急用及び部外との連絡用の連絡先が明らかとなつて、いたずらや偽計等に使用されることにより、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 政府関係者の自宅の電話番号について

別紙1の文書29(4枚目の左から3行目)、文書30(5枚目の左から3行目)、文書31(8枚目の下から3行目)及び文書32(1枚目の左から3行目)の不開示部分では、政府関係者の自宅の電話番号が不開示とされている。

当該部分については、法5条1号本文前段の個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、さらに、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

諮問庁の説明によれば、本件請求文言は「本件閣議決定について、担当部局が作成した(略)行政文書の全て」となっているが、本件閣議決定に至る過程で作成された文書のみならず、同過程で取得された文書も本件請求文書に含まれる趣旨であることを審査請求人に確認して、原処分を行ったとのことである。しかし、同過程で取得された文書も本件開示請求に含むことが開示請求者の意思であることを確認したのであれば、請求文言についてもそのように補正すべきであった。

処分庁においては、今後の対応において、上記の点に留意して適切に対応することが望まれる。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条1号、3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、内閣官房副長官補において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として、別紙3に掲

げる2文書を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙 1

本件対象文書

- 文書 1 平成 26 年 7 月 3 日 武力攻撃に至らない侵害への対処に関する関係省庁会議
- 文書 2 平成 26 年 7 月 10 日 武力攻撃に至らない侵害への対処に関する関係省庁会議（課長級）
- 文書 3 平成 26 年 8 月 22 日 武力攻撃に至らない侵害への対処に関する関係省庁会議（課長級）
- 文書 4 平成 26 年 8 月 29 日 武力攻撃に至らない侵害への対処に関する関係省庁会議
- 文書 5 平成 26 年 10 月 6 日 武力攻撃に至らない侵害への対処に関する関係省庁会議
- 文書 6 平成 26 年 11 月 10 日 武力攻撃に至らない侵害への対処に関する関係省庁会議（課長級）
- 文書 7 平成 26 年 12 月 24 日 法制局提出資料①
- 文書 8 平成 26 年 12 月 26 日 法制局提出資料②
- 文書 9 平成 27 年 1 月 5 日 法制局提出資料③
- 文書 10 平成 27 年 1 月 7 日 法制局提出資料④
- 文書 11 平成 27 年 1 月 9 日 法制局長官からの指摘事項
- 文書 12 平成 27 年 1 月 9 日 法制局提出資料⑤
- 文書 13 平成 27 年 1 月 13 日 法制局提出資料⑥
- 文書 14 平成 27 年 1 月 13 日 法制局審査終了時点の閣議決定案
- 文書 15 平成 27 年 2 月 9 日 武力攻撃に至らない侵害への対処に関する関係省庁会議（課長級）
- 文書 16 平成 27 年 2 月 13 日 安全保障法制整備に関する与党協議会提出資料
- 文書 17 平成 27 年 4 月 14 日 安全保障法制整備に関する与党協議会提出資料
- 文書 18 平成 27 年 4 月 24 日 閣議決定案各省会議
- 文書 19 平成 27 年 4 月 27 日 安全保障法制整備に関する与党協議会提出資料
- 文書 20 平成 27 年 4 月 27 日 閣議決定案各省会議における各省提出質問
- 文書 21 平成 27 年 4 月 28 日 閣議決定案各省会議における各省提出質問に対する回答
- 文書 22 平成 27 年 5 月 8 日 閣議請議文書
- 文書 23 平成 27 年 5 月 13 日 秘密文書の指定等について

文書 24 平成 27 年 5 月 14 日 閣議決定に係る関係省庁申合せ
文書 25 平成 26 年 10 月 15 日 衆外務委答弁書
文書 26 平成 26 年 10 月 28 日 衆外防委答弁書
文書 27 平成 26 年 11 月 13 日 衆外防委答弁書
文書 28 平成 27 年 2 月 19 日 衆予算委答弁書
文書 29 平成 27 年 2 月 23 日 衆予算委答弁書
文書 30 平成 27 年 2 月 25 日 衆予算委答弁書
文書 31 平成 27 年 3 月 3 日 衆予算委答弁書
文書 32 平成 27 年 3 月 17 日 衆予算委答弁書
文書 33 平成 27 年 3 月 20 日 衆予算委答弁書
文書 34 平成 27 年 4 月 2 日 衆予算委答弁書

別紙 2

先行開示決定文書

- 文書 1 「我が国の領海及び内水で国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦への対処について」（平成 27 年 5 月 14 日 閣議決定）
- 文書 2 「離島等に対する武装集団による不法上陸事案に対する政府の対処について」（平成 27 年 5 月 14 日 閣議決定）
- 文書 3 「公海上で我が国の民間船舶に対し侵害行為を行う外国船舶を自衛隊の船舶等が認知した場合における当該侵害行為への対処について」（平成 27 年 5 月 14 日 閣議決定）

別紙 3

改めて開示決定等をすべき文書

- 文書① 武力攻撃に至らない侵害への対処に関する検討（回答フォーマット）
- 文書② 取り組みの強化及び手続の迅速化等の対象とすべきケース等